

福 介 第 1100 号  
令和 3 年 3 月 12 日

各関係団体の長 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課長

### 介護支援専門員資格の特例措置について

このことについて、静岡県介護支援専門員法定研修が中止又は延期されたことに伴い、本来の資格更新の時期が過ぎてしまう介護支援専門員について、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 25 日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）に基づき、下記のとおり資格を喪失しない取扱いとし、県公報にて告示しました。

つきましては、会員等への周知に御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 対象者及び資格喪失しない期間

- (1) 静岡県登録の介護支援専門員証の有効期間満了日が、令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日までの者については、令和 4 年 11 月 30 日まで資格喪失しない。
- (2) 静岡県登録の主任介護支援専門員（更新）研修修了書の有効期間満了日が、令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日までの者については、主任介護支援専門員資格及び介護支援専門員資格について、令和 5 年 11 月 30 日まで資格喪失しない。

担当 支援審査班 弓場  
電話 054-221-2312